

人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

平成 27 年(2015 年)10 月

滋 賀 県

はじめに



これまで増加が続いてきた本県の人口も、いよいよ減少局面に突入し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま出生数が減少し、若い世代の流出が続いた場合、45年後の2060年には本県の人口は約112万7千人まで減少するとともに、県人口に占める65歳以上の人口の割合である高齢化率も35.8%まで上昇するとされています。

こうしたことから、人口減少を見据えて、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀を築いていくため、県民の皆さんや各界の関係者のご意見を十分お聞きしながら「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」（以下「戦略」といいます。）を策定しました。

この戦略は、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」を基本理念とする「滋賀県基本構想」の重点政策を推進するためのエンジンとして位置付け、人口目標と今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示するとともに、その将来像を実現するために19のプロジェクトを展開することとしています。

国や県内市町、各関係団体と連携を深め、県民の皆さんとの対話・共感・協働の下、各プロジェクトを着実に実行することによって、「訪れるなら滋賀」、「住むなら滋賀」、「働くなら滋賀」、「子育てするなら滋賀」、「幸せな最期を迎えるなら滋賀」と思っただけのような豊かな滋賀づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

平成27年(2015年)10月

滋賀県知事

三木大造

目 次

I	滋賀県におけるこれまでの人口の動向	1
1	人口の推移	1
2	出生・死亡、転入・転出の推移	1
3	年齢階級別の人口移動の状況	3
4	地域ブロック別の人口移動の状況	6
II	滋賀県における人口の将来展望	7
1	人口の将来推計	7
2	地域別の人口動向	9
3	県内市町の人口増減および高齢化の状況	10
III	人口の変化による影響	11
IV	目指す将来像	13
1	人口に関する目標	13
2	将来の姿	15
V	目指す将来像を実現するための戦略	17
1	基本的な考え方	17
(1)	基本的方向	17
(2)	重視する視点	17
(3)	地域の実情、特性に応じた取組	17
(4)	市町との連携等	18
2	計画期間	18
3	人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けたプロジェクト	19
(1)	人口減少を食い止め、人口構造を安定させる	19
ア	自然増のための施策	19
①	「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクト	
②	「豊かな学びのフィールド・滋賀」人づくりプロジェクト	
イ	社会増のための施策	21
③	滋賀ウォーターバレープロジェクト	
④	次世代のための成長産業創出プロジェクト	
⑤	産業人材育成・確保プロジェクト	
⑥	働く力・稼ぐ力向上プロジェクト	
⑦	移住促進プロジェクト	
⑧	滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト	
(2)	人口減少の影響を防止・軽減する	26
①	高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト	
②	滋賀エネルギーイノベーションプロジェクト	
③	「東京オリンピック・パラリンピックで滋賀を元気に！」プロジェクト	
④	持続可能な県土づくりプロジェクト	
⑤	「山～里～湖」農山漁村つながりプロジェクト	

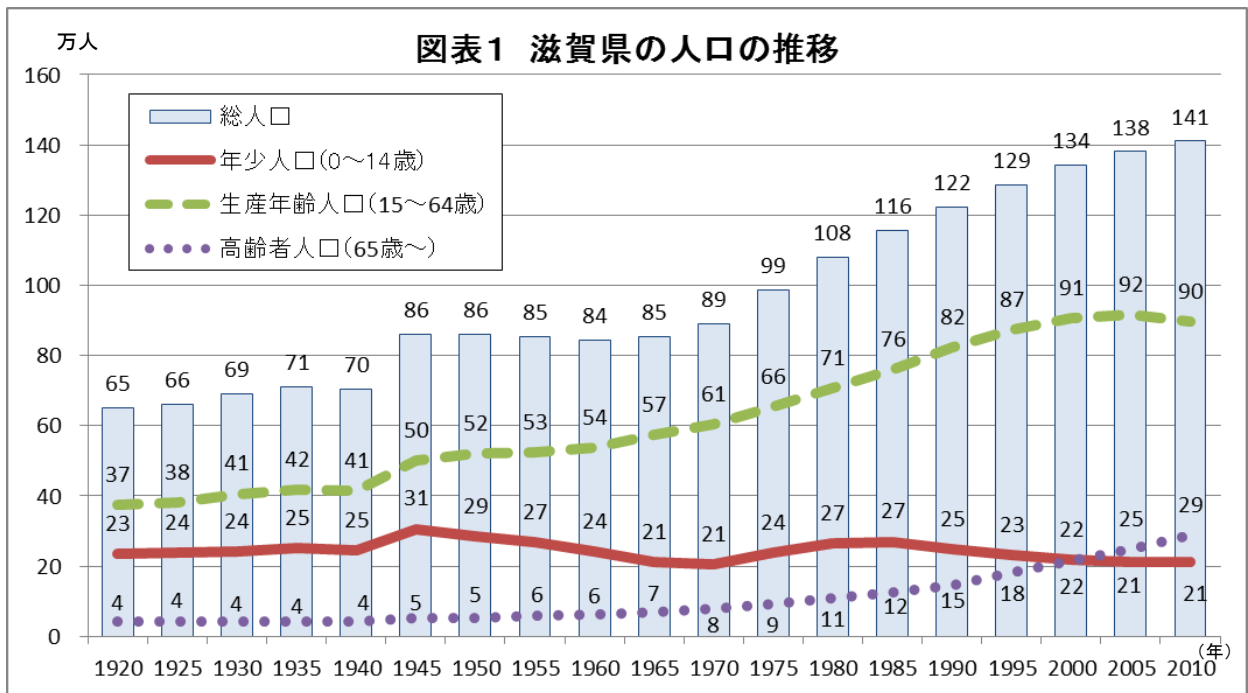
⑥	交通まちづくりプロジェクト	
⑦	地域の防災・防犯力向上プロジェクト	
(3)	自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す	32
①	琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト	
②	滋賀の農業次世代継承「世界農業遺産」プロジェクト	
③	滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト	
④	“ひとつながり”の地域づくりプロジェクト	
VI	戦略の推進	35
1	県民との対話と共感による推進	35
2	関係機関等との連携	35
(1)	産官学金労言をはじめとする各関係団体との連携	
(2)	市町との連携	
(3)	関西圏、北陸圏、中部圏等との広域連携	
3	実施計画の策定	35
4	戦略の目標管理および見直し	36

I 滋賀県におけるこれまでの人口の動向

1 人口の推移

滋賀県の人口は、戦後、85万人前後で推移していましたが、昭和42年(1967年)から増加し続け、平成20年(2008年)には140万人を超えました。しかし、平成26年(2014年)10月1日現在の人口(推計値)は前年比較で48年ぶりの減少となっており、既に人口減少局面に入ったと推測されます。

生産年齢人口は、戦後、増加し続けていましたが、平成17年(2005年)の91.7万人をピークとして減少に転じました。また、年少人口は、1970年代に増加した時期があったものの長期的には減少傾向が続いています。一方、高齢者人口は、生産年齢人口が順次高齢期に入ってきたこと、平均寿命が延びたことなどから、増加し続けていて、2000年代前半には、年少人口を上回っています。(図表1)



(出典) 国勢調査(総務省)

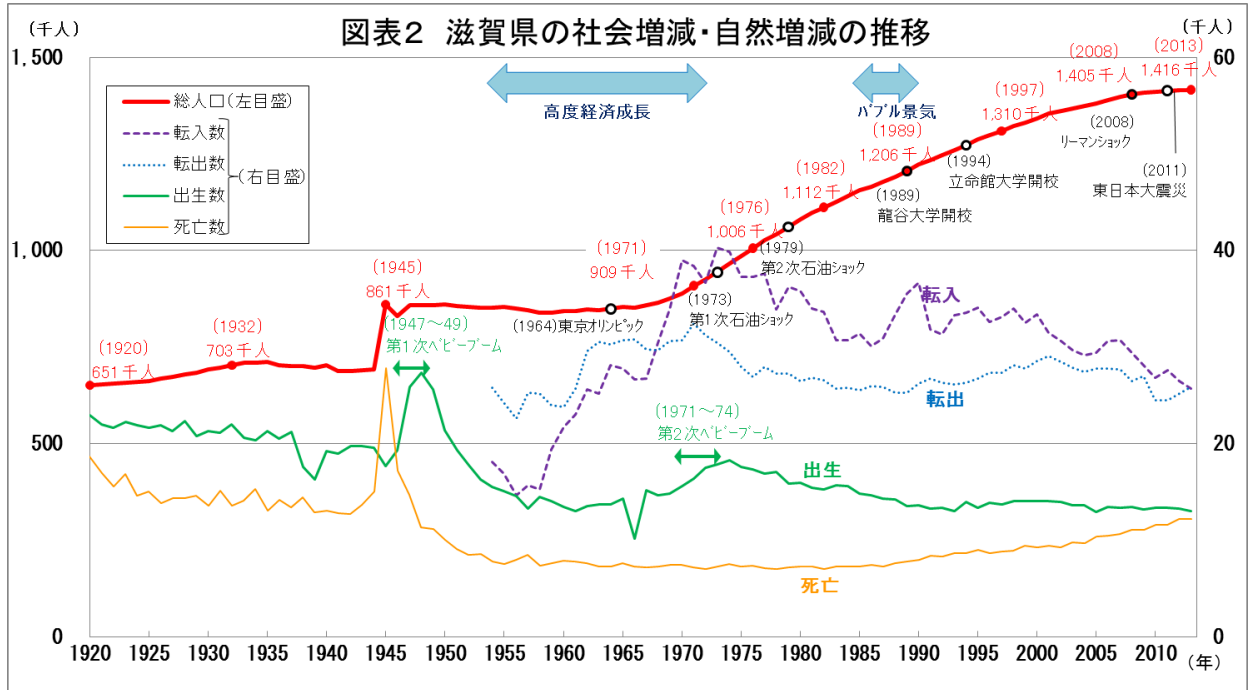
2 出生・死亡、転入・転出の推移

滋賀県の出生数は、第1次ベビーブームの昭和23年(1948年)には2.7万人、第2次ベビーブームの昭和49年(1974年)には1.8万人でした。その後、平成15年(2003年)まで低下が続いていましたが、それ以降は1.3万人から1.4万人程度でほぼ横ばいで推移しています。近年は、合計特殊出生率は2.0を大幅に割り込んでいますが、子育て世代の転入超過などにより出生数を維持している状況です。

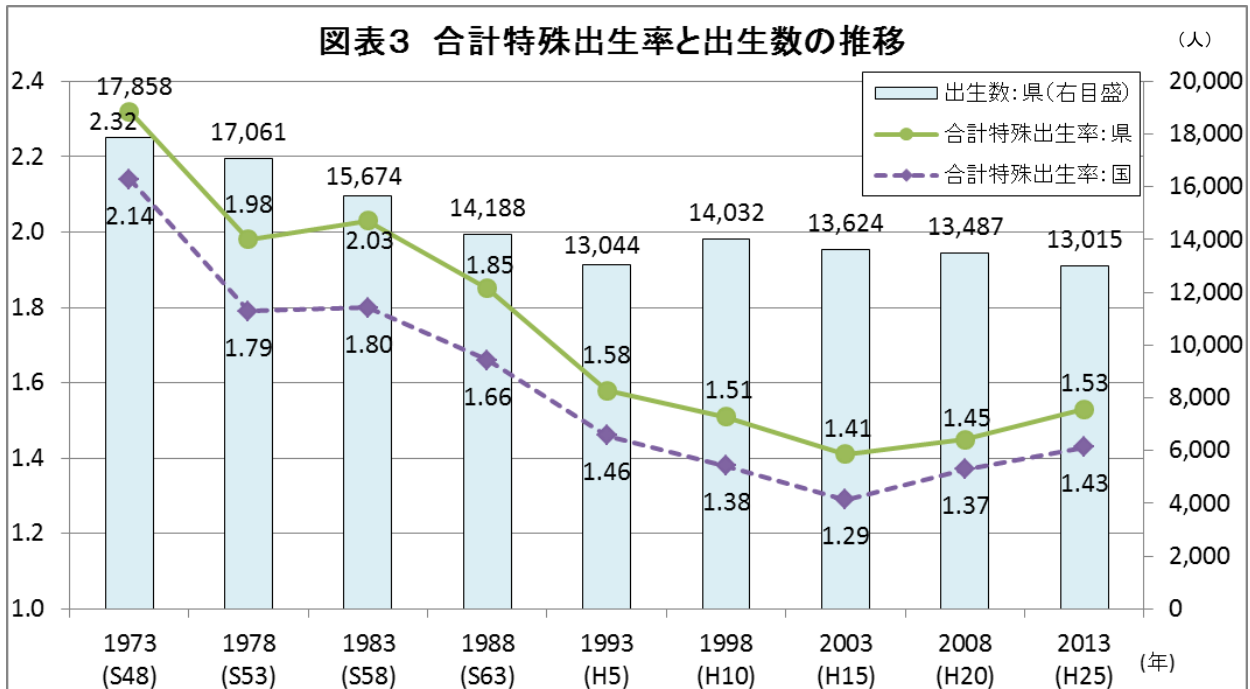
死亡数は、平均寿命の延びを背景に昭和29年(1954年)以降は7千人台で推移していましたが、昭和63年(1988年)から増加し始め、平成25年(2013年)には1.2

万人となり、出生数（同年 1.3 万人）に近づきつつあります。

「社会増減」は、県内への企業進出や県南部地域を中心とした京阪神のベッドタウン化、JR琵琶湖線沿いの新駅設置などにより、昭和 43 年(1968 年)以降、転入数が転出数を大幅に上回る状況が続いていました。しかし 2000 年頃からその差は縮小し、平成 25 年(2013 年)には、転出数が転入数を上回る「社会減」となりました。(図表 2、図表 3)



(出典) 国勢調査、住民基本台帳人口移動報告(総務省)、人口動態調査(厚生労働省)



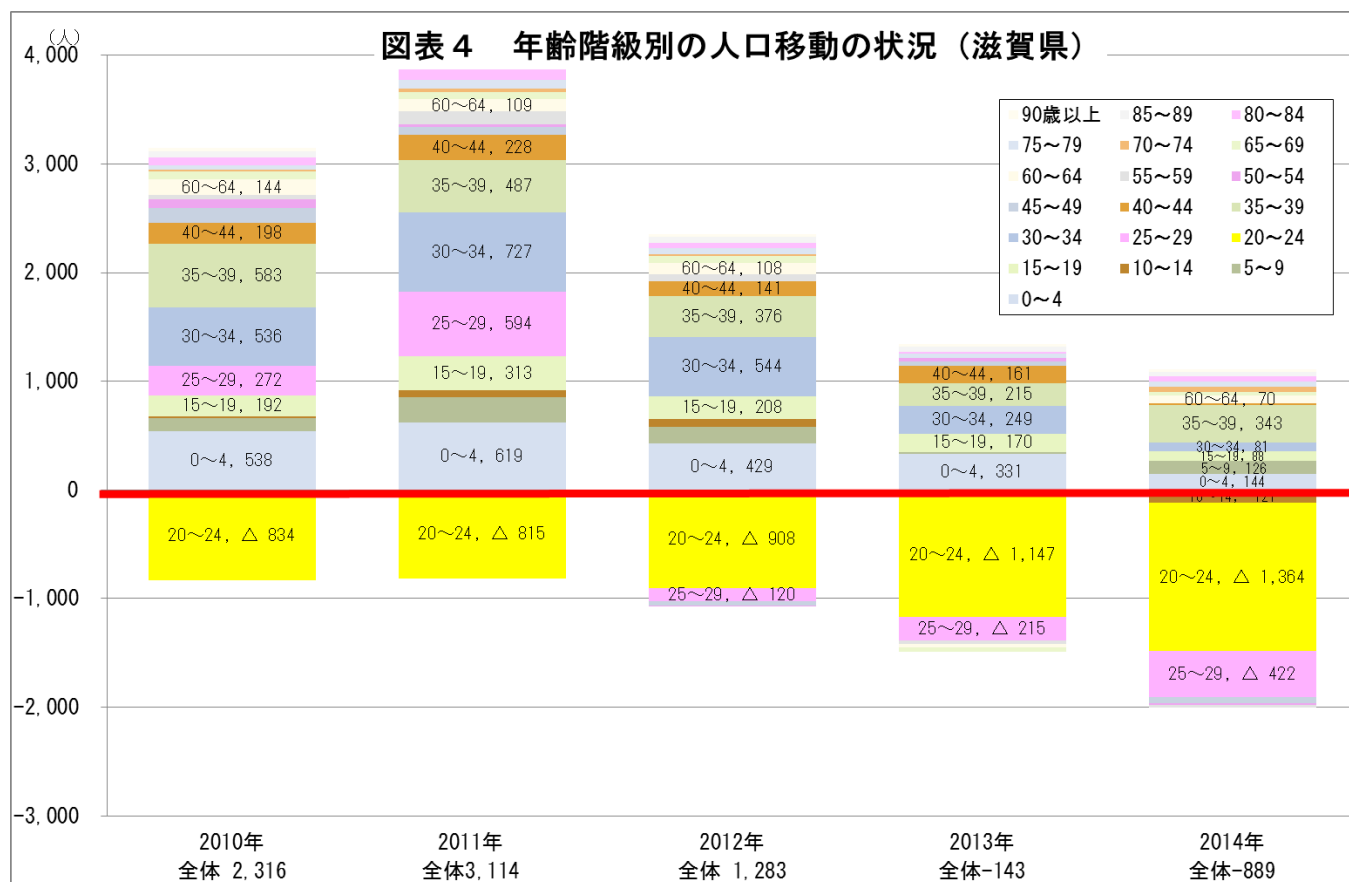
(出典) 人口動態調査(厚生労働省)

3 年齢階級別の人口移動の状況

滋賀県の年齢別の人口移動の状況を見ると、20～24歳は転出超過が続いており、これは大学・短大等を卒業後に、県外に就職する者が多いことが背景にあると考えられます。

それ以外では幅広い年齢層で転入超過となっており、特に30歳代を中心とした子育て世代の転入超過が目立っています。ただ、近年は多くの年齢階級で転入超過数が減少しています。

特に25～29歳の年齢階級では、平成23年(2011年)ごろまでは、社会増が続いていましたが、平成24年(2012年)以降は、転出超過に転じています。(図表4)



(出典) 住民基本台帳人口移動報告 (総務省)

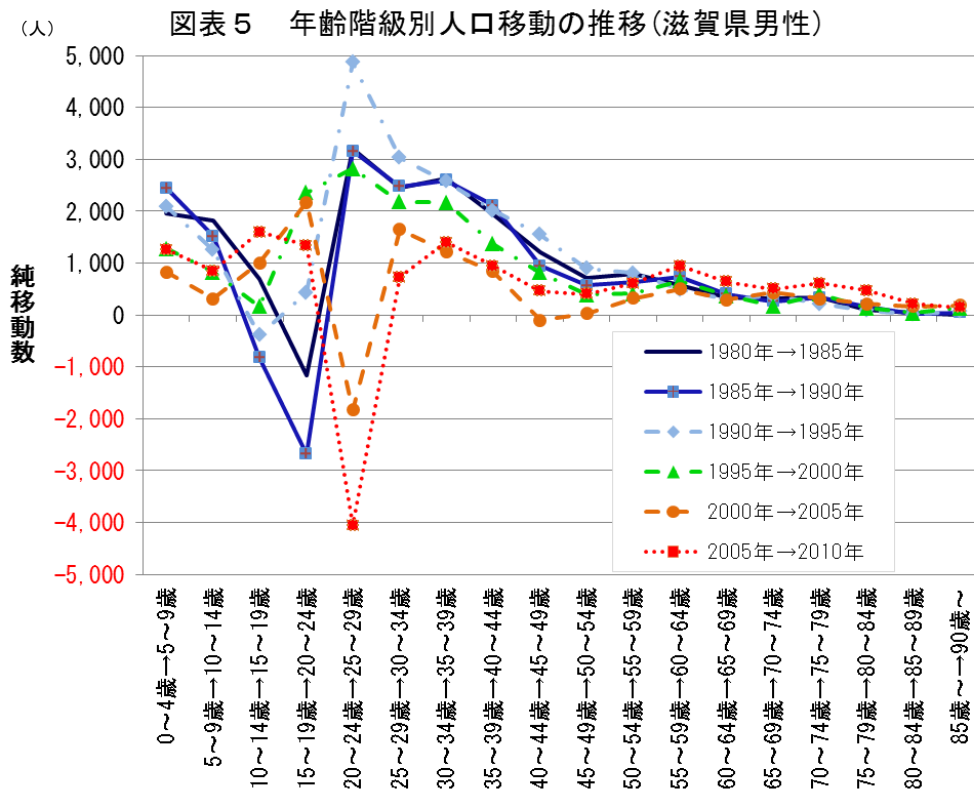
年齢階級ごとの5年後の人口移動の状況を長期的に見ると、男性の「15～19歳→20～24歳」の年齢階級が1980年代の転出超過から、1990年代以降は転入超過に転じています。これは、1990年代以降大学の立地が進み、大学生の転入が増加してきたことなどによるものと考えられます。

一方、「20～24歳→25～29歳」の年齢階級は、1990年代までの転入超過から、2000年代以降は転出超過に転じています。これは、1980年代は企業立地による雇用が進んだことなどから転入者が増加したものの、2000年代以降は、県内の大学生が就職等で転出したことなどから転出数が増加したのと考えられます。また、「2005年→2010年」に転出数がさらに増加していますが、これはリーマンショック以降、県内の雇用

情勢の悪化により大都市圏へ人口が集中したことが要因と考えられます。(図表5)

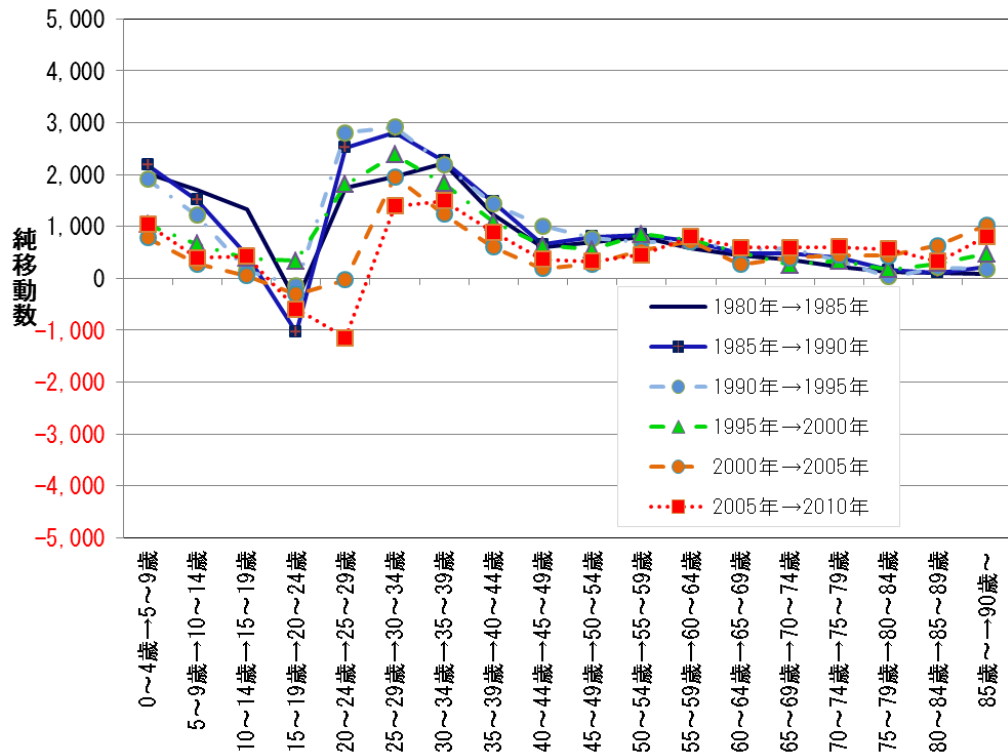
女性について見ると「15～19歳→20～24歳」の年齢階級は、いずれの年代においても、概ね転出超過となっていますが、これは、高校卒業時に他都道府県への就職、進学が多いためと考えられます。また、「20～24歳→25～29歳」の年齢階級は、男性と同様に転出超過にありますが、男性に比べて転出超過数は少なくなっています。(図表6)

男女とも、その他の年齢階級については、京阪神のベッドタウン化などにより、転入超過が続いていますが、近年では転入超過数が減少しています。



(出典) 国勢調査(総務省) 都道府県別生命表(厚生労働省)

(人) 図表6 年齢階級別人口移動の推移(滋賀県女性)

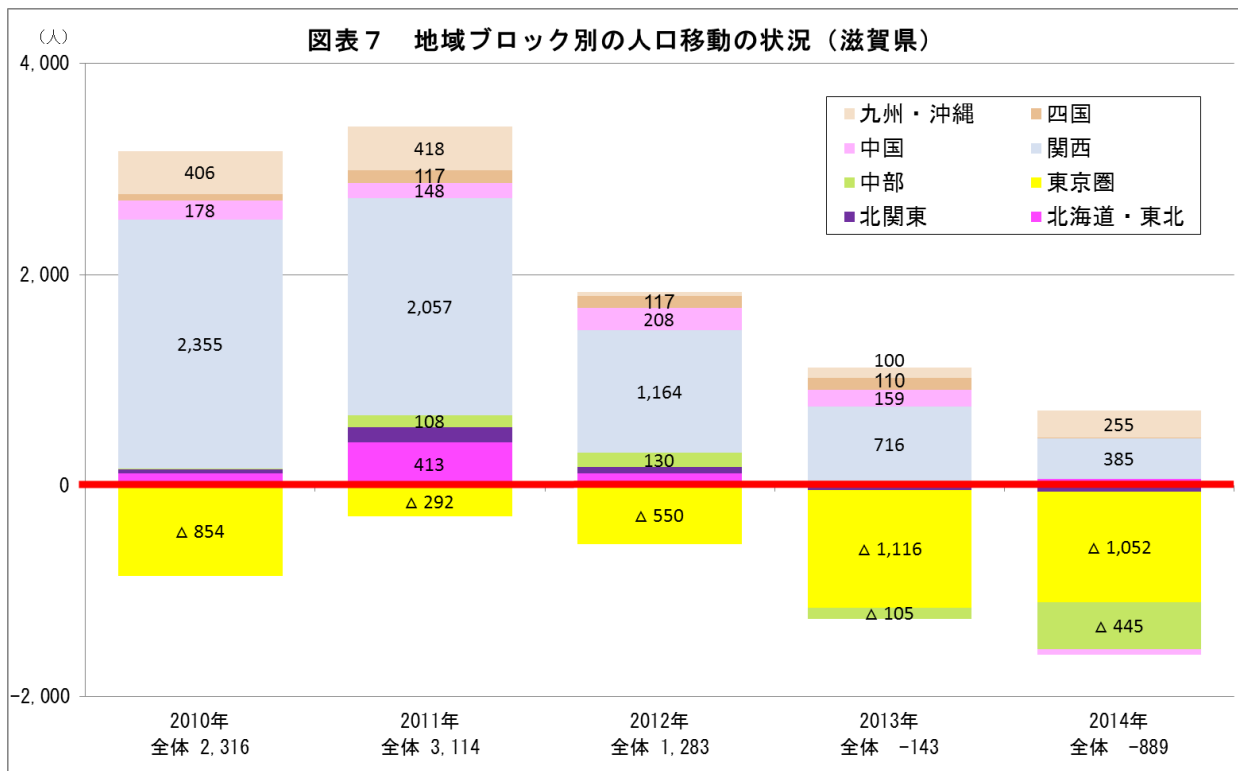


(出典) 国勢調査(総務省) 都道府県別生命表(厚生労働省)

4 地域ブロック別の人口移動の状況

地域ブロック別に人口移動の状況を見ると、東京圏への転出超過が続いています。その他の地域ブロックではほとんどが転入超過となっていますが、特に関西からの転入超過が目立っています。ただ、全体として転入超過数は減少傾向にあります。

年齢階級別人口移動の状況では、転出超過の大部分を20～24歳の年齢階級が占めていることから、東京圏への転出は大学・短大等卒業後の就職によるものと推測されます。また、関西からの転入は、京阪神のベッドタウン化などによる子育て世帯が多くを占めていると推測されます。(図表7)



(出典) 住民基本台帳人口移動報告（総務省）

Ⅱ 滋賀県における人口の将来展望

1 人口の将来推計

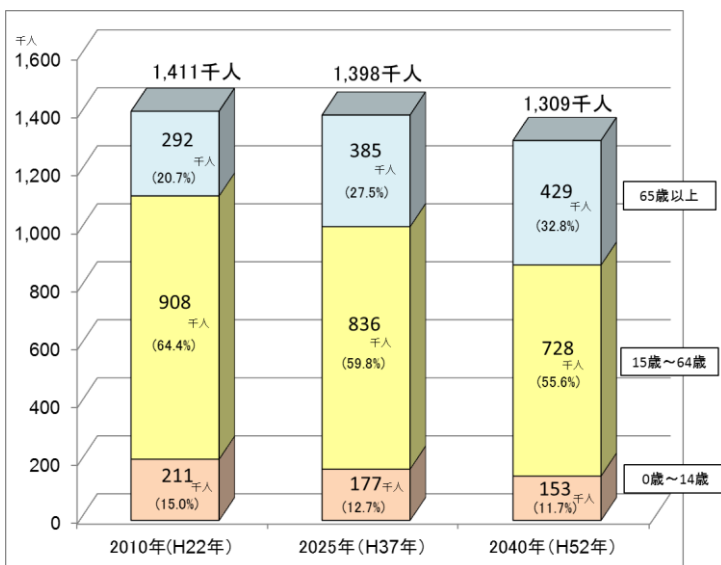
社人研の推計によると、平成 52 年(2040 年)の滋賀県の総人口は、130.9 万人とされており、平成 22 年(2010 年)に比べて 7.2%減少するとされています。なお、全国の総人口は、平成 22 年(2010 年)の 1 億 2800 万人から平成 52 年(2040 年)には約 1 億 700 万人まで減少するとされており、30 年間で 2100 万人、率にして 16.2%減少するとされています。

人口の構成比を見ると、高齢者の割合(高齢化率)は、平成 22 年(2010 年)の 20.7% (国 23.0%) から平成 52 年(2040 年)には 32.8% (国 36.1%) まで上昇するとされています。なお、高齢者人口は 29.2 万人から 42.9 万人へと、30 年間で約 1.5 倍に増加するとされています。(表 1、図表 8、図表 9)

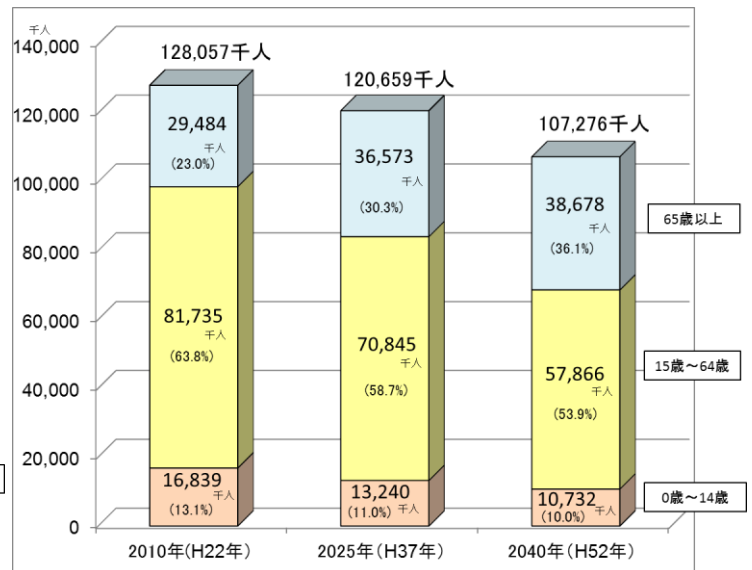
表 1 滋賀県の将来推計

年	2010年	2025年	2040年
全国(千人)	128,057	120,659	107,276
滋賀県(千人)	1,411	1,398	1,309
全国増減率	-	▲ 5.8%	▲ 16.2%
滋賀県増減率	-	▲ 0.9%	▲ 7.2%

図表 8 滋賀県の年齢3区分別人口および構成比



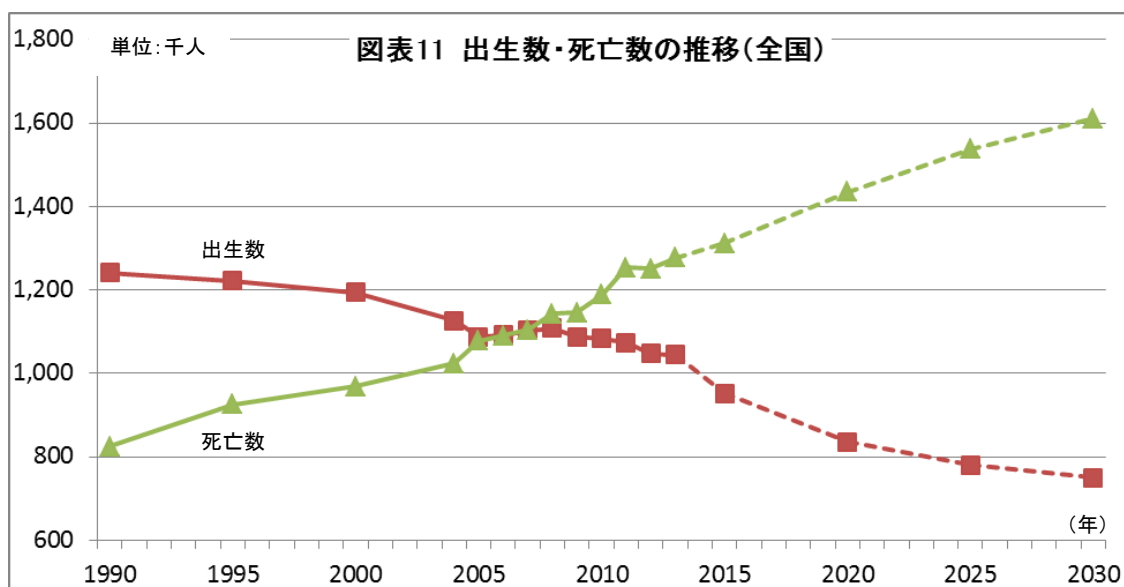
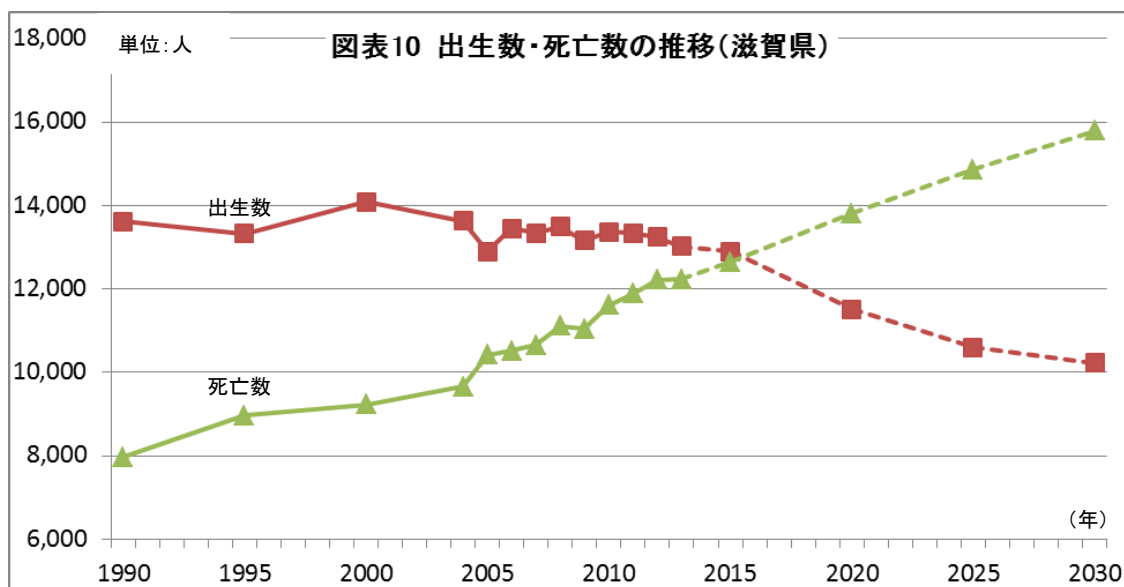
図表 9 全国の年齢3区分別人口および構成比



(出典) 国勢調査(総務省)、社人研推計

自然増減に関する出生数と死亡数の推移について見ると、滋賀県の出生数は、現在の約1.3万人から15年後の平成42年(2030年)には1.0万人程度まで減少するとされています。一方、死亡数は、現在の約1.2万人から1.6万人程度まで増加すると推計されており、間もなく死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態になると考えられます。

出生数・死亡数の全国の状況について見ると平成20年(2008年)には、出生数を死亡数が上回る状況になっており、滋賀県は全国の状況から見ると、自然減への移行が遅かったと言えます。(図表10、図表11)

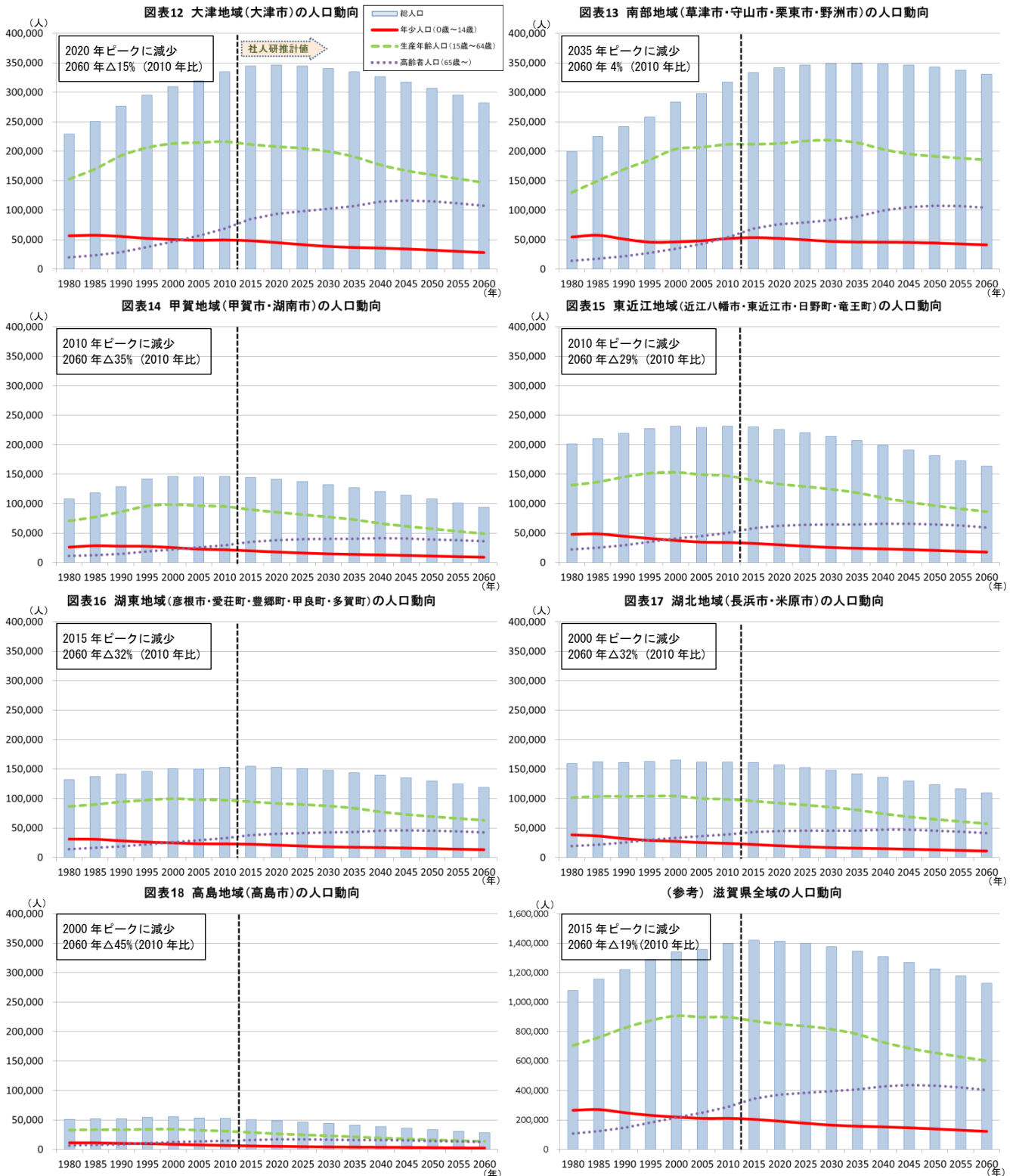


(出典) 人口動態調査(厚生労働省)、社人研推計により作成

2 地域別の人口動向

人口動向を地域別に見ると、大津地域は平成 32 年(2020 年)ごろまで増加し、南部地域は平成 47 年(2035 年)ごろまで増加すると予測される一方、それ以外の地域では、既に人口減少に転じています。

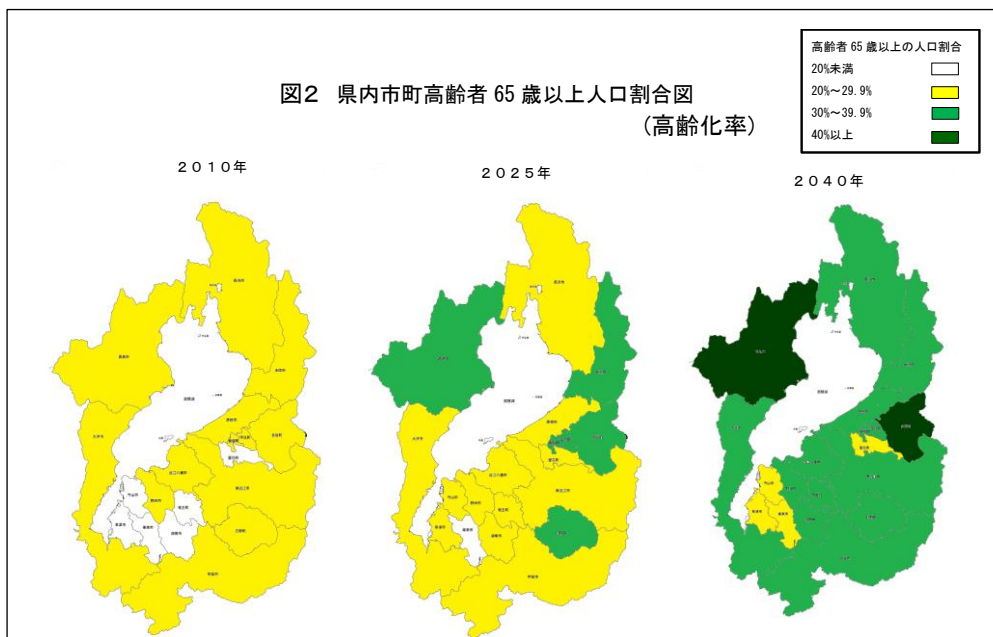
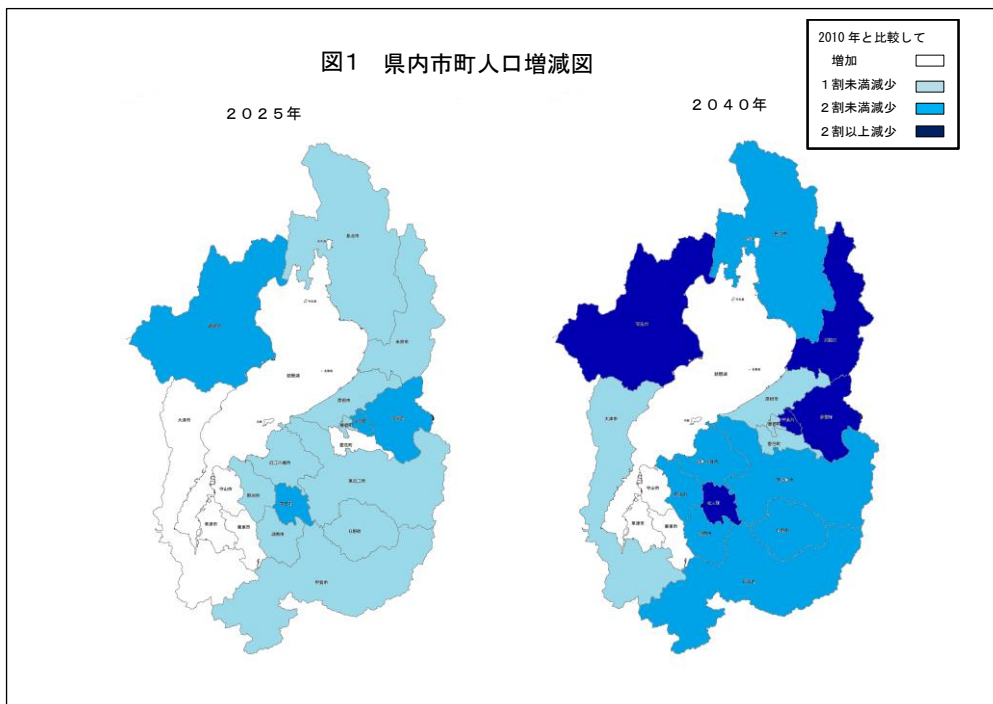
また、南部地域では高齢者人口が生産年齢人口に比べて少なく推移するのに対し、高島地域では生産年齢人口と同程度まで増加するとされています。(図表 12～図表 18)



3 県内市町の人口増減および高齢化の状況

人口減少の状況は、市町によって大きく異なっており、社人研推計によると、平成52年(2040年)には、南部地域の3市以外の16市町において平成22年(2010年)と比較して減少するとされています。特に人口減少率が高いとされているのは、甲良町、多賀町で30%以上、高島市、米原市、竜王町で20%以上となっています。(図1)

高齢化の状況も、地域によって大きく異なっており、社人研推計によると、平成52年(2040年)には、南部地域の3市および愛荘町以外の15市町において高齢化率が30%を超えるとされており、一部の市町では40%を超えるところもあるとされています。(図2)



Ⅲ 人口の変化による影響

人口の将来推計によると、平成 52 年(2040 年)の滋賀県の総人口は、130.9 万人になるとされており、平成 22 年(2010 年)に比べて 7.2%減少するとされています。人口減少は、暮らし、地域経済、地方行政をはじめ、社会の様々な面に影響を与えると考えられます。

暮らしに与える影響

○地域コミュニティの弱体化

都市部、農村部いずれのコミュニティにおいても、構成員が減り、組織基盤が弱体化するとともに地域の活力が低下することが懸念されます。特に農村部においては集落としての機能が低下し、集落そのものが維持できなくなるおそれがあります。

○地域文化の伝承が困難

地域社会で維持されてきた伝統的な祭りや行事の担い手の確保が一層困難となり、地域の文化の伝承が困難になることが懸念されます。

○医療・介護従事者の不足

高齢者の増加により医療・介護従事者の不足が深刻化することが懸念されます。

○空き家の増加による景観の悪化

空き家、空き店舗は、建物の倒壊や、犯罪の温床となるとともに、街並みや景観を阻害する要因となり、定住人口の減少を加速化させることが考えられます。

○地域防災活動や防犯・交通安全活動の弱体化

地域コミュニティの人的、組織的基盤が弱体化すると、共助の精神による地域の自主防災活動や防犯・交通安全活動が低下するおそれがあります。

○バス路線の廃止や商店街の衰退、商店の減少などによる日常生活への支障

自らの交通手段を持たない高齢者や学童等にとって必要不可欠な路線バスなどの公共交通機関が、利用者の減少により存続が難しくなることや、商店街の衰退、商店の減少により、身近な地域における日常の買い物や生活に必要なサービスの享受に困難を感じる「買物弱者」が増加するなど、日常生活に支障が出ることが考えられます。

地域経済に与える影響

○消費の減少による経済活力の低下

人口の減少により、消費が減少し、国内市場の縮小を通じて、経済活力が低下していくことが考えられます。

○生産年齢人口（労働人口）の減少による労働力の不足

生産年齢人口の減少により、地域の産業を担う労働力が不足することが懸念されます。

○熟練した技術の継承が困難

担い手の不足により、熟練した技術の継承が困難になり、地場産業や地域の伝統産業が衰退するなど、モノづくりで発展してきた本県の優位性が失われる可能性があります。

地方行政に与える影響

○公共施設や社会資本の維持が困難

人口減少によって税収が減少することも想定されることから、公共施設や道路、上下水道、農業水利施設などの社会資本の維持が困難になることが懸念されます。

○扶助費の比率の拡大

生産年齢人口が減少することにより税収の減少が想定される一方、高齢者人口が増加することにより財政全体に占める扶助費の比率が拡大し、財政のひっばくを招くおそれがあります。

その他の影響

○県土の保全に影響

人口減少により、農村では担い手が減少することで耕作放棄地が増え、また、山村では手入れがされない森林や境界が不明な森林が増えることが懸念されます。このような管理が行き届かない農地や森林が増えると、水源涵養機能をはじめとする多面的機能が十分に発揮されなくなるおそれがあります。

○琵琶湖など良好な自然環境の保全

自然環境に負荷を与える人間活動、開発等が減少することで汚濁負荷が削減されると、琵琶湖や河川等の環境が改善され、良好な自然環境の保全につながる考えられます。

○ゆとりのある住環境や生活が実現

住宅や公園など生活空間に余裕ができ、これまでよりもゆとりのある生活を実現できる可能性があります。

○教育環境の変化

児童、生徒数が減少し、学校の小規模化が進むことにより、子どもたちが集団の中で切磋琢磨したり、多様な考え方に触れたりする機会が少なくなることが懸念される一方、地域の特性を活かした教育や、少人数によるきめ細かな指導が行いやすくなるなど、教育環境が変化することが考えられます。また、学生数の減少により、県内の高等教育機関にも影響が出ることが懸念されます。

IV 目指す将来像

滋賀県は、琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園景観、数多くの文化財など、心を豊かにする貴重な財産を有しています。

また、時代と共に変化する様々な課題に向き合いながら、次世代のために美しい琵琶湖を守り、魅力ある産業や福祉、文化、教育を育ててきた先人たちの歴史と伝統があります。

この貴重な財産や歴史と伝統に学びながら、人口減少社会においても滋賀の強みを活かし、豊かな滋賀をつくるため、将来の人口目標を設定し、目指す姿を描くことにより将来像を示します。

1 人口に関する目標

滋賀県の人口は、社人研の推計をベースにこのままの状態では推移すれば、平成 52 年(2040 年)に約 130.9 万人、平成 72 年(2060 年)に約 112.7 万人になると予想されます。

また、高齢化率は平成 52 年(2040 年)に 32.8%、平成 72 年(2060 年)に 35.8%まで上昇すると予想されます。

このような状況の中で、人口減少の流れを押しとどめ、豊かな滋賀をつくるため、将来的な人口を平成 52 年(2040 年)に約 137 万人、平成 72 年(2060 年)に約 128 万人を確保し、高齢化率を低下させるとともに、人口構造が安定することを目指します。

このため、若い世代の結婚、出産、子育てや就学・就労の希望を叶えることで出生数を年 13,000 人まで回復させ、その水準を維持することとし、合計特殊出生率を平成 52 年(2040 年)に 1.94 に、平成 62 年(2050 年)に 2.07 にします。

また、若者が希望する働く場を県内で確保することなどで転入者を増やすことにより、人口減少が進行する地域を中心に、転出超過が続くと見込まれる 20～24 歳の社会増減を 2020 年に 0 (ゼロ) にします。

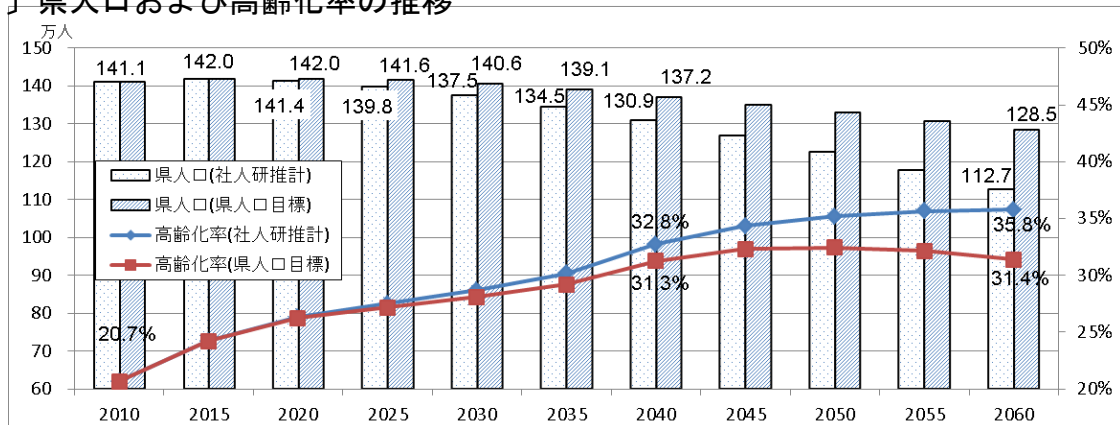
《人口目標》

◎総人口 2040 年に約 137 万人 2060 年に約 128 万人

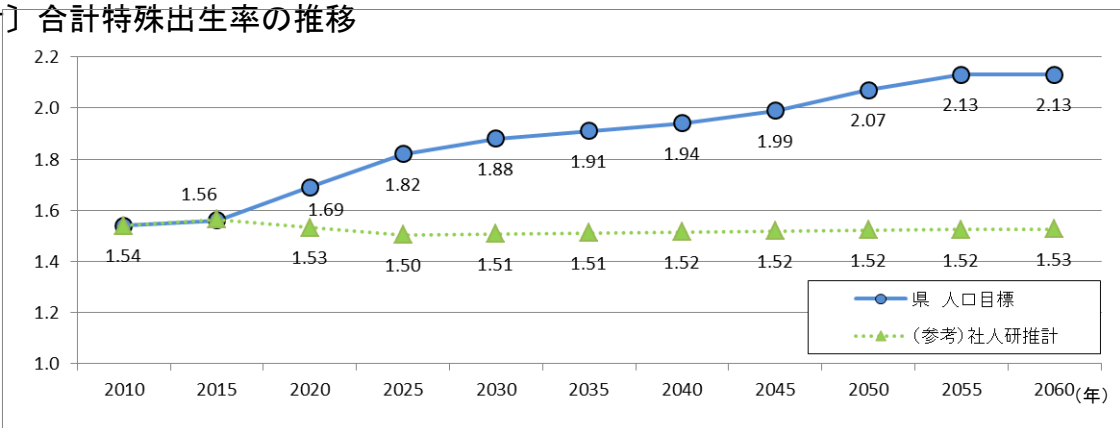
◎出生数 生まれてくる子どもの数を 2020 年に現状より 500 人プラス
〔2020 年に出生数 13,000 人とし、その水準を維持〕
(合計特殊出生率 2040 年に 1.94 2050 年に 2.07)

◎若者の社会増減 2020 年に現状より 1,000 人以上プラス
〔20～24 歳の社会増減を 2020 年にゼロ〕

〔参考〕 県人口および高齢化率の推移

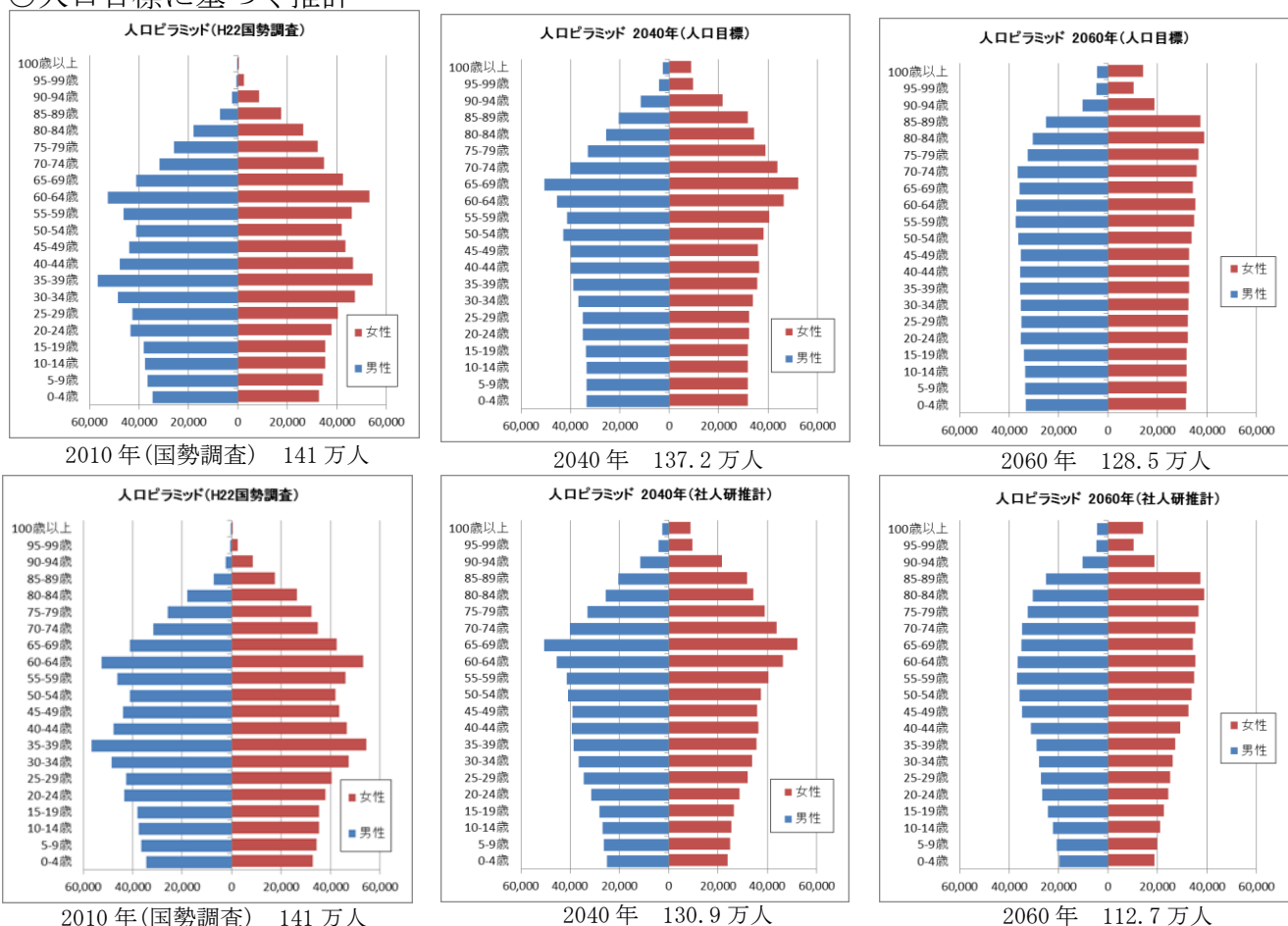


〔参考〕 合計特殊出生率の推移



〔参考〕 人口構造の推移

○人口目標に基づく推計



2 将来の姿

すべての世代が、健康的で満ち足りた日々を住みよい滋賀の地で過ごせるようにするほか、産業構造が変化する中で、新しい時代に対応した仕事や働き方を通じて、安心して暮らすことができる、活力ある平成 52 年(2040 年)の地域社会の姿を、「ひと」、「まち」、「しごと」の面から展望します。

ひと

若者や女性をはじめ、障害者や外国人も含めた誰もが生涯にわたって自らの能力を発揮し、地域で活躍しています。

周産期の医療体制が充実し、安心できる環境の中で出産を迎えることができます。こうして生まれた子どもたちは、地域のつながりによる、見守り、支えあいの中で、安心して暮らすことができています。

子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」と、琵琶湖をはじめとする恵まれた豊かな自然や文化資源の中で、多様な教育機会、様々な体験ができる社会をつくることにより、自然や地域に愛着を持って共生する力が育まれています。

健康寿命を延ばすための取組が進み、高齢者が、心身ともに健康でいきいきと生活しています。多くの高齢者が現役時代に培った知識や経験を活かして、働き、活躍するなど社会に貢献しています。

まち

琵琶湖の水質が改善され、本来の生態系が回復しています。琵琶湖の周辺に広がる美しい風景や歴史的な街並みが、大切に守られ、県内外から多くのひとが訪れています。

成長産業の集積と相まって、様々な公共施設や都市機能が集約されたことにより、にぎわいのある魅力的な中心市街地が形成されています。地域の公共交通ネットワークが維持され、道路や上下水道などの社会資本も計画的に管理されています。子育て世帯にも高齢者や障害者にもやさしいまちづくりが進み、日々の暮らしが安心して快適なものになっています。また、熱エネルギー、再生可能エネルギー、水素エネルギーなどの利用が進み、地域資源を活かした低炭素で災害にも強い地域社会が形成され、地域が活性化しています。

農村地域では、農地や森林、水路、農道、林道等が適切に管理されるとともに、安定した農林業経営が維持され、安全・安心な農林産物が生産されています。また、豊かな地域資源を活かして、「食」や「農」、「森」を通じた交流人口が拡大することなどにより、地域が活性化しています。

地域の文化や祭りが伝承され、多くの人々が郷土の歴史や文化に親しみ、文化やスポーツ、観光などを通して交流が深まり、地域ににぎわいがもたらされています。学校や公

民館などが、地域のコミュニティづくりの場となり、豊かな人とのつながりが地域で息づいています。

また、こうした豊かでやさしいまちづくりの前提となる、地域における犯罪や交通事故による被害の発生を抑止・防止する取組や地域の防災力が充実した安全で安心な社会が、県民との協働で実現されています。

しごと

水環境や地球環境、エネルギー利用など内外の課題に対応した、成長産業が集積するとともに、地域での創業が盛んに展開されています。

また、地域の中小企業や地場産業等がそれぞれ強みを生かし、相互に連携しながら、新事業・新分野に進出するなど成長・発展し、地域の経済循環が活発化しています。

さらに、農山漁村でも地域資源を活かした農林水産業やその関連産業における雇用の場が確保されています。

子どもたちは、自然体験やしごと体験を通じて、滋賀で働く意識が高まり、こうした中で、誰もが将来に希望と安心感を持ち、自らの能力を活かしていきいきと働いています。

V 目指す将来像を実現するための戦略

1 基本的な考え方

(1) 基本的方向

人口減少局面の中で目指す将来像を実現するため、次の3つの基本的方向のもと、戦略を展開します。

「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」

若い世代の結婚、出産、子育てや就学・就労の希望を叶えることで人口減少を食い止め、将来的に人口構造を安定させます。

「人口減少の影響を防止・軽減する」

人口減少は避けられない中で、人口減少に対応する社会づくりを進めます。

「自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す」

これまで失われたり、十分得られなかった、自然と人、人と人とのつながりや生活のゆとりを取り戻します。

(2) 重視する視点

こうした基本的方向に基づき施策を実施するに当たっては、次の3つの視点を重視します。

「3世代の自立・共生と健康」

子ども・若者と働きざかり、高齢者の3世代が自らの役割を持ちながら、ともに地域社会で必要とされ、健康に暮らせるようにします。

「未来・次世代への応援」

滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援します。

「働く力」、「創る力」、「稼ぐ力」の向上」

滋賀でいきいきと働き、モノやサービスを創りながら、豊かな暮らしに必要な糧を稼ぐ力を向上させます。

(3) 地域の実情、特性に応じた取組

社人研の推計によると、南部地域では、当面、人口の増加が続くものの、その他の地域では人口が減少するとされています。特に湖北地域や甲賀地域、高島地域では、人口減少の度合いが高く、また、高齢化率も高島地域では特に高くなっています。同じ市町の中でも、農山村集落と駅周辺部をはじめとする中心市街地との人口差は、広

がることが推測されています。

このため、戦略のうち地域の実情や特性に応じて実施すべき施策については、人口減少の課題が顕在化している地域に焦点を当てながら、その地域が持っている地域資源や強みを活かしつつ、市町と連携し、人口減少や高齢化の状況など市町や地域によって異なる課題に応じた施策展開を図ります。

ア 当面、人口増加が続く地域

京阪神の通勤圏として交通アクセスの強化を図るとともに、雇用の受け皿となる成長産業の創出・誘致、待機児童の解消など子育て環境の整備や高齢化に備えた誰にでも暮らしやすいまちづくりなど、3世代が自立・共生できる環境を整備することにより、転入超過が継続するよう施策展開を図ります。

イ 人口減少が進行する地域

中山間地域をはじめとして人口が減少する地域において、地域資源を活かした魅力的な仕事づくりや、6次産業化の推進などの取組による農林水産業の振興を図るとともに、まちづくりと一体になった地域交通ネットワークの構築による小さな拠点の形成、地域の実情に応じた土地利用調整など、若者をはじめ地域住民が住み続けることができるよう施策展開を図ります。

また、地域の魅力発信や観光振興、都市農村交流などにより、交流人口を増加させ、地域のにぎわいを創出するとともに、移住を促進するなどの施策展開を図ります。

さらに、人口減少によって低下が懸念される医療・保健・福祉サービス、防犯、防災、自然環境保全などの機能が適切に維持できるよう施策展開を図ります。

なお、中心市街地の活性化とコンパクトシティの形成は、両地域に共通する課題であり、それぞれの地域の状況を踏まえながら対応する必要があります。

(4) 市町との連携等

産業振興、雇用、広域観光・交通、医療介護分野の専門的人材の育成・確保、琵琶湖の保全・再生など、県が担う広域的、専門的分野においては、市町と連携しながら施策展開を図ります。

また、子育てやまちづくりなど住民に身近な分野においては、市町に対して必要な支援を行います。

2 計画期間

戦略の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

3 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けたプロジェクト

基本的方向および重視する視点に沿って、先駆的・重点的に取り組むプロジェクトを展開します。

なお、これらのプロジェクト全体の進捗状況を評価するために、本県独自の豊かさを表す新たな指標を検討します。

(1) 人口減少を食い止め、人口構造を安定させる

若い世代の結婚、出産、子育てや就学・就労の希望を叶え、結婚、出産、子育てがしやすい環境づくりを進める（自然増に関する施策）とともに、雇用創出や魅力的なまちづくりにより首都圏等への転出を抑制し、県外からの流入人口を増やす（社会増に関する施策）ことにより、人口減少を食い止め、人口構造を安定させます。

特に、自然増、社会増のために位置付ける8つのプロジェクトについては、人口減少が進行する地域に直接的な効果が期待できることから、重点的かつ優先的に取り組みます。

ア 自然増のための施策

① 「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクト☆

「結婚・出産・子育てするなら滋賀」として県内外の方に選んでもらえるよう、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援や、若者や子育て世代の雇用の確保、仕事と家庭の両立支援、妊産期教育の充実など、社会全体で子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎出生数を13,000人で維持

〔出生数〕

平成26年 12,729人 → 平成31年 13,000人

〔合計特殊出生率〕

平成26年 1.53 → 平成31年 1.69

【主な施策】

- ・家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産・子育てに関するライフプランニングの啓発・推進
- ・結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの実施
- ・企業や団体等のネットワークによる若者の出会いの場づくりの推進
- ・男女を問わず不妊治療費用への助成
- ・保育キャンペーンの実施や潜在保育士の再就職促進など保育の担い手の確保・育成
- ・多子世帯に対する支援など子育て世帯の経済的負担の軽減について、市町への支援を検討

- ・社会全体で子育て・子育ちを支えるための子ども・子育て支援情報の発信
- ・男性の育児への関わりを増やすため、妊娠期における両親学級等での啓発、「イクメン」「イクボス」の養成
- ・施設や里親のもとで暮らす子どもたちの自立に向けた支援

②「豊かな学びのフィールド・滋賀」人づくりプロジェクト☆

子どもの育ちを支える滋賀ならではの教育環境づくりを進めることにより、「学ぶ力」の向上を図り、夢と生きる力を育むとともに、障害のある子とない子がともに学び合う取組を推進します。

また、安全で安心して学べる環境づくりを進めながら、琵琶湖をはじめとする自然や暮らしの中から学ぶ「湖の子」などの体験活動のほか、郷土の歴史・文化財や芸術・文化に触れる機会、高校と大学との連携、事業所などでの仕事体験、本県とゆかりのある海外との交流など、優れた学びの環境を有する滋賀をフィールドとした取組を通して「たくましく生きる力」を育む教育を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎教育の満足度を倍増

〔県政世論調査「子どもの生きる力を育むきめ細かな教育環境の整備」の項目における県の施策への満足度〕

平成26年度 13.5% → 平成31年度 30%

◎授業の理解度全国トップレベル

〔児童生徒の授業の理解度〕

平成26年度	小学校	国語	78.9%	→	平成31年度	85.0%
		算数	77.6%			85.0%
	中学校	国語	65.4%			80.0%
		数学	67.7%			80.0%

◎小学生6年間に1回以上びわ湖ホールの舞台を鑑賞

〔びわ湖ホール舞台芸術体験事業参加児童数〕

平成26年度 6,755人 → 平成31年度 14,000人

【主な施策】

- ・子どもたちの学ぶ力、体力、豊かな心など、たくましく生きる力を育むための少人数教育をはじめとした教育環境の整備
- ・障害のある子どもと障害のない子どもが「地域で共に生きていくための力」を育む取組の実施
- ・「湖の子」「やまのこ」「たんぼのこ」「ホールの子」や、地域の歴史・文化財などに触れる体験学習の実施
- ・子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施

・滋賀の先人や郷土の歴史・文化を学ぶことにより、「近江の心」を受け継ぎ、ふるさと滋賀を誇りに思い、将来、地域社会に貢献する子どもの育成

イ 社会増のための施策

③滋賀ウォーターバレープロジェクト☆

水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関係の研究機関の集積（ウォーターバレー）を目指すとともに、その連携によりプロジェクトを創出・展開し、水環境ビジネスの推進を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎水環境ビジネス関連企業・団体数を25%アップ

〔水環境ビジネスの推進母体である「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数〕

平成26年度 120企業・団体 → 平成31年度 150企業・団体

◎水環境ビジネス関連の商談件数を1,000件創出

〔水環境ビジネスの推進母体である「しが水環境ビジネス推進フォーラム」活動を通じた商談件数〕

平成31年度 1,000件（平成27年度～平成31年度 累計）

【主な施策】

- ・水環境関連企業の誘致やビジネスマッチングの実施
- ・産学官民のノウハウ、技術力を活かした水環境ビジネス関連プロジェクトの創出および中国、ベトナム等への展開支援

④次世代のための成長産業創出プロジェクト☆

次世代の雇用につながるモノづくりベンチャーや第二創業の企業が数多く生み出されるよう、産業支援プラザと連携し、創業者が金融機関等からのサポートを受けながら、大学、モノづくり企業、企業OB等と連携できる仕組みを創出します。

また、現在、健康創生特区で取組を進めている医療・健康分野の機器やサービスの開発など、将来、国内外において成長が見込まれる滋賀ならではの新たな産業の創出を進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎新設事業所数を30%アップ

〔本県における新設事業所数〕

現状 1,166社 → 平成30年 1,500社
（平成19～24年平均） （平成28年～30年平均）

【主な施策】

- ・モノづくりベンチャーや第二創業の企業を生み出すため、創業者と大学、モノづくり企業、企業OB等の連携や行政と金融機関が協力して「起業から事業化」に向けて支援できる仕組みの創出
- ・小規模企業を中心とする中小企業の持続的な発展に向けた取組や県産品の海外や県外での販売促進、工業団地の整備に加え、空き工場や未利用オフィスなどの情報を積極的に発信することにより、成長が見込まれる企業等の立地促進、滋賀での創業などへの支援
- ・医工連携や健康創生特区の取組実績を基盤とした医療・健康・介護機器等の研究開発や新たなサービスの創出
- ・企業間のマッチング等のコーディネート活動など、地域のにぎわいやブランド価値を創造し、創業等にもつながる新しいビジネスモデルの創出支援

⑤産業人材育成・確保プロジェクト☆

滋賀大学データサイエンス学部など、新設される学部をはじめ、県内大学等との連携を強化するなど、将来の滋賀の産業を支える人材を育成するとともに、県内外の学生が県内の企業や農業法人等の魅力を直接経験できるインターンシップの仕組みを構築するなど、滋賀で働く優秀な人材を確保します。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎県内大学生の県内企業就職率をアップ

[県内大学生の県内企業への就職率]

平成26年度 10.1% → 平成31年度 12.1%

【主な施策】

- ・県内大学で設置が予定されているビッグデータを扱うデータサイエンス学部との連携など新たな産業を担う人材の育成
- ・環びわ湖大学・地域コンソーシアム、県内大学等と連携した産業人材の育成と定着の促進
- ・県内の中小企業、農業法人等と学生をつなぎ、雇用のミスマッチを解消するインターンシップの実施
- ・県内立地大学と行政や産業界等との連携を強化することにより、魅力ある大学づくりを支援

⑥働く力・稼ぐ力向上プロジェクト☆

滋賀の若年労働者の県内就業と定着の促進、女性の活躍推進、中高年者の再就職支援、障害者の就労支援、働きやすい職場環境づくりを目指す中小企業への支援などにより、滋賀で働き、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら活躍できる力の向上を目指します。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎若者の就業率をアップ

〔20～34歳の若者の就業している割合〕

平成24年 76.2% → 平成31年 78.0%

◎子育て期の女性の就業率をアップ

〔25～44歳の女性の就業している割合〕

平成24年 68.5% → 平成31年 73.0%

◎ワーク・ライフ・バランス取組企業数を40%アップ

〔ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 累計〕

平成26年度 699件 → 平成31年度 1,000件

【主な施策】

- ・首都圏などから県内企業への就職を希望する若年求職者のマッチング支援
- ・「シニアジョブステーション滋賀」での中高年者の再就職支援やワンストップでの女性就労支援の充実・強化
- ・女性の活躍推進に取り組む企業等を認証するなど、企業の自主的な取組を「見える化」し、女性の活躍を推進
- ・女性の感性や能力を活かしたアグリビジネスの取組や起業への支援
- ・働きやすい職場環境づくりを目指す中小企業へのコンサルティングなど「働き方改革」の推進
- ・知的障害者の介護事業所等の就労促進を図るため、県独自資格認定制度による資格の付与や、介護事業所職員による研修、雇用調整の実施

⑦移住促進プロジェクト☆

豊かな自然や、恵まれた子育て環境の中での、滋賀の魅力ある暮らしぶりを県外へ広くPRし、滋賀に興味をもち、訪れてもらい、そして移住してもらえるよう、移住施策に取り組む市町と連携した取組を推進します。

また、これと併せて、3世代が滋賀に移住してもらえるよう、就労、健康づくり等の環境づくりを進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎県外からの移住件数を5年間で300件

〔移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数〕

5年間で300件（平成27年度～平成31年度）

【主な施策】

- ・滋賀県への移住希望者の様々なニーズに応える、「働く」ための就労支援や「住む」ための空き家バンク等、移住に必要な情報の提供や、移住者と地域

- をつなぐ人材の養成など受入体制の充実
- ・都市住民を対象とした、滋賀のブランド戦略と連携した滋賀の魅力発信や移住希望者を滋賀へ誘致する施策の実施
- ・県外から若者や経験豊かな人材の移住を促進する「UIJターン」の取組推進

⑧滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト☆

琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園風景、日本遺産、戦国武将、忍者、地域の食材等、滋賀県ゆかりの素材について、市町や民間等と連携して魅力を磨き上げ、観光ブランド「ビワイチ」でつなぎ、国内外に発信するとともに、「新生美術館」や「琵琶湖博物館」のリニューアルや、地理的表示保護制度も活用しながら、滋賀ならではの観光資源として有効活用し、交流人口の増加につなげます。

さらに、各地域において多様な主体が、連携しながら観光のまちづくりを進めることができる仕組みを構築・充実します。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎観光宿泊者を20%アップ

〔延べ宿泊者数〕

平成26年（見込み） 331万人 → 平成31年 400万人

◎観光入込客を6%アップ

〔延べ観光入込客数〕

平成26年（見込み） 4,675万人 → 平成31年 5,000万人

◎観光消費額を7%アップ

〔観光消費額〕

平成26年（見込み） 1,579億円 → 平成31年 1,700億円

【主な施策】

- ・首都圏での情報発信拠点の整備や戦略的な広報活動、産学官連携によるイベント開催などのブランド戦略の推進
- ・「女子旅」や「ロケ地周遊」など、ターゲットを意識した情報発信やキャンペーンなどのプロモーション活動の推進
- ・日本遺産に認定された「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」など県内の豊富な地域資源を活用したまちづくりの推進
- ・観光施設等での多言語対応など外国人観光客の受入環境の整備
- ・施設等の利用者が快適に過ごすことができるトイレの整備など、おもてなしの空間づくり
- ・忍者や戦国武将、近江牛・地酒など滋賀の魅力ある素材について、市町、他府県等との連携による観光コンテンツの開発やイベント展開等、メディアの活用による発信

- ・ 農村地域の持つ自然環境や心温かな住民性などの地域資源を活かした都市農村交流や農家民宿・農家民泊、古民家をリノベーションした体験型古民家旅館での宿泊や週末滞在など滋賀らしい観光の支援
- ・ 地域食材のブランド化推進とともにグローバルな販路開拓のための支援

(2) 人口減少の影響を防止・軽減する

出生数の減少と死亡数の増加により、当面、人口減少が続き、その影響は避けることができません。こうした影響を緩和し、住みやすい安心できる滋賀の暮らしを実現します。

① 高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト

高齢化社会をプラスとしてとらえ、高齢者に地域の担い手として活躍してもらうことで、人口減少社会における人材不足を補うとともに、地域社会で活躍することで、高齢者自身の健康づくりや介護予防にもつなげるなど、健康長寿の実現や、自分の能力を発揮できる地域づくりを進めます。

また、医療や介護が必要となっても、将来にわたり安心して住み慣れた地域で暮らし続け、人生の最期まで在宅で療養できる体制づくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎健康寿命の延伸

〔健康寿命〕

日常生活動作が自立している期間

平成24年度

平成31年度

男性 79.79年 → 80.13年

女性 83.29年 → 84.62年

◎訪問診療を行う診療所を中学校区に概ね2箇所設置

〔在宅療養支援診療所数〕

平成25年度 104診療所 → 平成31年度 170診療所

◎高齢者の健康づくりの活動団体数を年60増加

〔介護予防につながる取組を実施する地域の活動の場（団体）数〕

平成26年度 1,071団体 → 平成31年度 1,400団体

【主な施策】

- ・健康長寿の実現を図るため、生活習慣病の重症化予防や健康づくり対策の実施
- ・移住者も含めて、高齢者がいつまでも元気に、これまでの知識や経験を活かして、地域社会で貢献できる仕組みづくり
- ・豊かな自然と歴史資産に恵まれた本県において、滋賀らしいC C R Cについて、市町や経済界、大学等と連携しながら検討
- ・在宅療養を支える人材を確保・育成するとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制づくりの支援
- ・医療現場の人材と知見を活用した先進医療などの医療情報の提供

②滋賀エネルギーイノベーションプロジェクト

エネルギー関連産業の振興や新たな技術開発を進めるとともに、地域における熱エネルギー、再生可能エネルギー（未利用エネルギー）等の面的利用の促進や、今後期待される水素エネルギー利用等の拠点整備を市町と連携して促進するなど、エネルギーの分野から地域の活性化を進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎新エネルギー社会の先導的な取組モデル数を5件

〔新しいエネルギー社会を実現する先導的な取組モデルの形成件数〕

平成26年度 0件 → 平成31年度 5件（累計）

【主な施策】

- ・市街地や工場等集積地における下水熱や工場排熱などの熱エネルギーや、木質バイオマスなど、それぞれの地域特性に応じたエネルギーの面的な創出・利用等を行うモデルの形成
- ・県民や事業者等の関心を高め、創エネ、省エネ、蓄エネのさらなる取組の推進
- ・燃料電池、天然ガスコージェネレーション、次世代自動車の普及拡大、水素エネルギーの利用、地域におけるスマートコミュニティづくりなど、エネルギーの効率的な活用の推進
- ・エネルギーや低炭素に関する技術開発の促進や関連産業の振興

③「東京オリンピック・パラリンピックで滋賀を元気に！」プロジェクト

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿を誘致し、県民との交流機会を設けるとともに、国内外から滋賀を訪れる人を増やすため、本県の特徴ある文化を世界に発信する文化プログラムを展開します。

また、平成36年（2024年）に滋賀県で開催が予定されている国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催を見据えて、身近にスポーツに親しみ、楽しめる環境の整備を進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎事前合宿誘致

〔オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿の誘致〕

◎文化プログラムの採択を600件

〔オリンピック・パラリンピック東京大会の文化プログラムの採択件数〕

600件（平成28年度～31年度 累計）

【主な施策】

- ・本県の特徴を活かしたオリンピック・パラリンピック東京大会の参加国代表選手（団）の事前合宿の誘致等によるレガシーの創出

- ・本県の特色ある文化の魅力を世界に発信するための文化プログラムの展開
- ・本県にゆかりのトップアスリート等を「しがスポーツ大使」に任命するなど、県民の交流機会を支援することによるスポーツの魅力の発信やプロスポーツチーム等との連携による地域の活性化
- ・国体・全国障害者スポーツ大会の開催に向けたスポーツ施設の整備の推進
- ・障害者スポーツやスポーツボランティア等への支援などのスポーツの振興

④持続可能な県土づくりプロジェクト

人口減少社会に対応した滋賀県国土利用計画の見直し等を通じて、増大する災害リスク等に備えた安全・安心を実現する県土づくり、生活サービス機能の低下等に対応した都市機能の集約化と地域とのネットワーク化による持続可能な県土づくり、自然環境と景観を保全・再生する県土づくりを進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎県国土利用計画の見直し

〔人口減少社会に対応した滋賀県国土利用計画に改定〕

◎道路・橋・上下水道の長寿命化計画を34計画策定

〔個別インフラごとの長寿命化計画の策定〕

平成26年度 17計画 → 平成31年度 34計画

【主な施策】

- ・人口減少社会に対応するための滋賀県国土利用計画、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針等の見直し
- ・生活に必要な各種のサービスを一定のエリアに集約するとともに、集約化したエリアと各地域を交通ネットワークで結ぶ「コンパクト+ネットワーク」の地域構造への転換の推進
- ・生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に向けた取組（農地等の土地利用調整等）に対する市町への支援
- ・激甚化する水害・土砂災害・山地災害に対するリスクの低減
- ・社会資本の戦略的維持管理
- ・農村の集落機能の維持・向上を図るため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第26号の2に基づく計画の策定等に対する市町への支援

⑤「山～里～湖」農山漁村つながりプロジェクト

若者をはじめとした住民が「住みたい」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、人口減少地域を中心に地域資源を活かした魅力的な仕事づくりや6次産業化の推進等により、力強い農林水産業の創造を目指します。

また、魅力のある農山漁村づくりを進め、美しい農村景観の保全とともに琵琶湖とその水源となる森林や水田などの財産、地域の祭り、文化の継承にもつなげます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎新規就農者を5年で500人

〔新規就農者数〕

平成25年度 130人 → 平成31年度 500人（平成27年度～31年度累計）

◎農地等共同保全面積を9%アップ

〔農地や農業用施設を共同で維持保全されている面積〕

平成26年度 35,276ha → 平成32年度 38,600ha

◎環境こだわり米栽培面積割合を50%以上に

〔県内の主食用水稲作付面積全体に占める環境こだわり米の割合〕

平成26年度 41% → 平成31年度 50%

【主な施策】

- ・耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化など、農村集落が抱える課題を集落自らがその実情に応じて解決するために行う活動の支援
- ・農林水産業への新規就業の支援と担い手の経営の複合化、6次産業化の推進
- ・農林水産業者と商工・観光事業者等との連携の促進
- ・森林資源を活用した産業やビジネスモデルの構築など産業としての林業の取組支援
- ・地域の力を活用した鳥獣等の捕獲や防除活動の実施など官民が連携した鳥獣害対策の推進

⑥交通まちづくりプロジェクト

滋賀を取り巻く広域のさらなる発展と県民の暮らしを支える交通体系の構築を目指して、関西圏、中部圏、北陸圏の結節点として、特に中部圏と北陸圏に接する本県の地の利を活かして3圏域の発展を牽引する広域交通ネットワークの構築やスマートICなどの整備に取り組みます。

また、人口減少地域などにおいて、地域が支え、地域を支える「人、暮らし、まちを結ぶ」交通を県内で推進していくため、市町や交通事業者と連携して、まちづくりと一体となった地域交通ネットワークの再構築に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎鉄道の乗車人員を維持

〔鉄道の乗車人員〕（一日当たり）

平成25年度 364,900人 → 平成31年度 365,000人

◎バスの乗車人員を維持

〔バスの乗車人員〕（一日当たり）

平成25年度 56,024人 → 平成31年度 56,000人

◎県道路整備開通延長

〔湖国のみち開通目標における道路開通延長〕

33km（平成27年度～平成31年度累計）

◎高速道路スマートインターチェンジの新設

〔新たな県内高速道路スマートインターチェンジ設置に向けた取組の推進〕

【主な施策】

- ・地域・拠点間の連携確保や誰もが利用しやすい道路空間を形成するため、道路基盤の整備の促進
- ・BRT等新交通システムの導入可能性の検討
- ・次代の交通体系と広域的な人とモノの移動を見通した3圏域の結節点に位置する本県の地の利を活かした広域交通ネットワークの検討・整備
- ・近江鉄道など地域を支える鉄道やバス等の交通インフラの維持・確保の促進
- ・北びわ湖エリアの地域交通活性化支援や湖西線、草津線の利便性向上
- ・人やモノ、企業を呼び込み地域の活性化につながるスマートインターチェンジの整備促進

⑦地域の防災・防犯力向上プロジェクト

人口減少と高齢化が進行した地域においても、人々が安全で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた自助、共助による防災や防犯の対策を進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎犯罪率を全国平均以下で維持

〔人口1万人当たりの刑法犯認知件数を全国平均以下で維持〕

（参考 平成26年 87.5件（全国平均 94.4件））

◎水害に強い地域づくり取組地区数を50地区

〔水害に強い地域づくり取組地区数〕

平成26年度 2地区 → 平成31年度 50地区（累計）

◎自主防災組織率を全国トップ10入り

〔自主防災組織率〕

平成25年度 86.8% → 平成31年度 90%

【主な施策】

- ・地域の実情に応じた効果的な防災、防犯、交通安全活動を活性化するための自主活動団体などへの支援、協働活動の推進

- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺から高齢者を守るため、防犯指導等の実施
- ・水害や土砂災害を回避・軽減するため、地域の特性に応じた「水害・土砂災害に強い地域づくり計画」の策定を支援
- ・県民の防災意識を一層高めるための各種研修、訓練、交流等の実施
- ・地域防災力の中核となる消防団活動への理解促進のための市町や地域と連携した取組の実施
- ・災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理を推進するための災害廃棄物の処理計画策定

(3) 自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す

人口の増加による恩恵を受けてきた一方で、失われたり十分得られなかった自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻し、新しい豊かさを実感できる魅力的な滋賀をつくります。

①琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト☆

新たに制定された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」を踏まえ、琵琶湖の保全・再生の取組をさらに総合的かつ重点的に進めます。

琵琶湖の生態系に配慮した新たな水質管理手法（TOC等）の導入や、森・川・里・湖のつながりの再生をはじめとする琵琶湖の在来魚介類の回復などの生態系を重視した施策により、琵琶湖流域生態系の保全・再生を進めます。加えて、人々の暮らしと琵琶湖のつながりの再生を進めることにより、琵琶湖流域の総合保全を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎生態系に配慮した新たな指標の導入

〔琵琶湖の水質〕

TOCなど、生態系に配慮した新たな指標の導入

◎南湖の水草を40%減少

〔琵琶湖の水草〕

平成26年度 約50km² → 南湖の望ましい水草繁茂の状態である1930年代から50年代の状態（約30km²）

◎琵琶湖の漁獲量を70%アップ

〔琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く。）〕

平成25年度 879トン → 平成31年度 1,500トン

【主な施策】

- ・琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく琵琶湖保全再生計画の策定
- ・従来の汚濁負荷削減対策に加え、生態系のバランスの観点から、TOC等の指標を用い、物質の「フロー」や「循環」など新たな視点を踏まえた水環境管理の考え方に基づく琵琶湖保全施策の推進
- ・身近な水辺とふれあい、琵琶湖八珍など湖魚料理の消費などを通じ、暮らしの中での琵琶湖との関わりを再生し、生き物のにぎわいの創生につなげる取組の推進
- ・森林から人々が暮らす集水域、湖辺域を経て琵琶湖に至るまでを一つの系として、各主体間・施策間の連携を促進し、森・川・里・湖のつながりを生態系と暮らしの両面において再生する取組の推進
- ・生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進

- ・持続可能な滋賀社会の実現に向けた環境人材をライフステージに応じた学習等により育成するとともに、淀川流域などの人々とともに、共感と協働による琵琶湖保全活動を推進
- ・国立研究開発法人国立環境研究所の一部機能の誘致

②滋賀の農業次世代継承「世界農業遺産」プロジェクト

琵琶湖などを水源とする農業水利システムと魚のゆりかご水田等が織りなす琵琶湖と共生する環境こだわり農業など県独自の農業システムについて、「世界農業遺産」の認定に向けた取組を推進します。

この中で、滋賀ならではの自然と人がつながる農業・農法のストーリー性をさらに磨き上げるとともに、この取組のプロセスを通じて、県産物の高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、滋賀の農業を健全な姿で次世代に引き継ぎます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎滋賀を世界農業遺産認定申請候補地域に

〔「世界農業遺産」認定申請候補地域としての農林水産省の承認〕

【主な施策】

- ・農業水利システムや環境こだわり農業など県独自の農業システムについて「世界農業遺産」の認定に向けた取組の推進

③滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト

琵琶湖をはじめとした環境保全で培ってきた豊かな自然と相まって、緑地の保全や県民が集う公園の整備を進めることにより、子どもの健やかな育成を支える遊び場・憩いの場を創出するとともに、子育て世帯のための空き家リノベーションなどにより、ゆとりある生活環境の実現を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎都市公園面積を6%アップ

〔都市公園総面積〕

平成25年度 1,221ha → 平成31年度 1,300ha

【主な施策】

- ・琵琶湖と水田をつなぐ水環境（農業用水）を維持保全することによる個性豊かな地域文化や緑とうるおいに満ちた生活空間の形成
- ・社会資本が整備されている既存の住宅団地に発生した空き家を子育て世帯向け等にリノベーションする事業の支援
- ・琵琶湖辺の水辺や緑地の保全、県民が集う公園の整備を進めることによる子どもの健やかな育成を支える遊び場・憩いの場等の創出

④“ひとつながり”の地域づくりプロジェクト

生活困窮や引きこもりなど、生きづらさを抱える人たちが、ひとの絆と支え合いで安心して生活し、居場所と出番を持てるような地域づくりを目指します。

特に、一人ももれなく「子どもが笑顔で暮らす滋賀」を目指し、地域のリーダーを育成しながら、民間との協働で困りごとのまるごと解決に取り組めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

◎地域づくり活動拠点を各小学校区1箇所以上確保

〔「滋賀の縁（えにし）」認証活動数〕

平成26年度 0活動 → 平成31年度 300活動（累計）

【主な施策】

- ・民間等が取り組む子どもの貧困対策等への支援
- ・地域社会の課題解決に取り組むコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスを担うNPOや個人企業の取組支援
- ・地域で支えあう仕組みづくりを進めるための人材育成等への支援
- ・地域での困りごとの解決を図るため、NPOなど地域社会を担う団体から提案される地域力向上のための取組支援

VI 戦略の推進

戦略を効果的・効率的に推進していくためには、県民の皆さんの協力や各関係団体、市町、さらには広域的自治体間の連携も必要になります。このため、県民ニーズを常に把握し、広く意見を聴くとともに、各関係団体等との連携のもとに施策の実施状況について、点検と評価を行い、改善を図りながら、推進していきます。

1 県民との対話と共感による推進

人口減少を見据えた豊かな滋賀をつくるためには、何よりも県民の皆さんの理解と協力を得ながら進めることが必要です。戦略の推進状況や人口に関する情報を共有し、現場や様々なメディアを通じて対話する機会を設けながら、県民の皆さんに共感し、行動していただけるように推進します。

2 関係機関等との連携

(1) 産官学金労言をはじめとする各関係団体との連携

産業界・市町や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）、子育て、医療、教育、農林水産業等各関係団体で構成する「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会」や、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」を活用して、効果的・効率的に推進していきます。

また、PFIやクラウド・ファンディングなど民間活力の活用について関係団体と連携して検討していきます。

(2) 市町との連携

市町と常日頃から対話を重ね、地域の実情や課題を共有しつつ、県と市町が連携してそれぞれの総合戦略を推進するための組織を設置するなど、県を挙げて人口減少対策に取り組めます。

また、地方創生に係る相談員（県版地方創生コンシェルジュ）により、各市町の総合戦略の策定や事業推進についての相談や要望に応えます。

(3) 関西圏、北陸圏、中部圏等との広域連携

東京一極集中を是正するためには、広域での連携も必要です。関西圏、北陸圏、中部圏の結節点として関西広域連合の取組をはじめ、各圏域での広域連携の取組を進めます。

3 実施計画の策定

戦略を着実に実施するため、実施計画を策定し、プロジェクトのほか、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに資する施策を実施計画に位置付けるとともに、進行状況を毎年度把握し、公表します。

4 戦略の目標管理および見直し

点検と評価により、目標の管理を行うとともに、必要に応じて柔軟に見直します。

〔参考 用語解説〕

用語	解説	該当ページ
【アルファベット】		
BRT (Bus Rapid Transit)	連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム	30
CCRC (Continuing Care Retirement Community)	高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体のこと。 なお、国の「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる」まちづくりを目指している。	26
PF I (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法	35
TOC (Total Organic Carbon)	全有機炭素のことで、水質汚濁の指標の一つ。	32
【ア行】		
空き家バンク	自治体等が中心となって、移住・定住を促進するために空き家の情報を集約し、紹介する制度	23
アグリビジネス	農業生産とそれに関連する資材供給や加工分野における企業活動のこと。農業関連企業や農業関連産業総体も含む。	23
イクメン	子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性。または、将来そのような人生を送ろうと考えている男性	20
イクボス	職場でともに働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理職）	20
医工連携	医科系大学と理工系大学、病院の医療関係者とのつくり企業など、異分野の技術者同士が情報交換や共同研究等を行うことにより、医療現場のニーズに適合した高度医療機器や新規診断薬等の開発が円滑に展開される環境整備を行い、新しい産業の芽を育てる試みの一つ。	22
湖の子	環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校5年生を対象に、琵琶湖を舞台にした、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育事業	20
【カ行】		
環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業	33

用語	解説	該当ページ
キャリア教育	子ども・若者が、将来、社会人・職業人として自立し、社会の一員として自分の役割を果たしながら、よりよく生きる力を身につけるため、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育	20
協働	NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組	16・30・33・34
クラウド・ファンディング	新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者 (=crowd [群衆]) から少額ずつ資金を集める仕組み	35
健康寿命	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいい、特に本県では日常生活動作が自立している期間の延伸を目指している。	15・26
健康創生特区	国の地域活性化総合特区に指定された「地域の“ものづくり力”を活かした『滋賀健康創生』特区」のこと。 “治療から予防への転換”に寄与する医療・健康機器の開発・事業化と健康支援サービスの提供という新たな地域モデルの構築を通して、地域住民の生活習慣病予防と健康づくりへの取組を促進し、地域経済の持続的発展と、県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指している。	21・22
コンパクト+ネットワーク	生活に必要な各種のサービスを一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、その集約したエリアと各地域を交通ネットワークで結ぶこと。	28
子どもの貧困対策	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を実施するもの。	34
交流人口	定住人口ともいわれる住所地人口とは異なり、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的とした人々の交流によりその地を訪れた人の数	15・18・24
高齢者人口（老年人口）	65歳以上の人口	1・7・9・12
高齢化率	総人口に占める65歳以上の人口の割合	7・10・13・14・17
湖国のみち開通目標	県内の道づくりの情報を、よりわかりやすくお知らせするため、概ね3年以内に開通（部分開通を含む。）を目標にしている事業箇所について開通時期、効果を公表しているもの	30
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数	1・13・14・19
コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス	環境保護、高齢者・障害者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等、顕在化しつつある多種多様な地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業などの主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。	34

用語	解説	該当ページ
【サ行】		
再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギーのうち永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称	15・27
産官学金労言	産業界（産）、市町や国の関係行政機関（官）、教育機関（学）、金融機関（金）、労働団体（労）およびメディア（言）のこと。	35
魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に河川や水路を上げられるような魚道をつくり、魚にやさしい農業を実践している水田	33
周産期	統計上は、「妊娠満22週から生後満7日未満まで」を指すが、一般には、この期間を含めた出産を中心とした前後の期間	15
「滋賀の縁（えにし）」認証	高齢者、子ども、障害者等だれもが集い、憩い、ふれあう場であり、暮らしの困りごとに多様なサポートを実施し、気軽に相談できる体制を整えている活動等を「滋賀の“縁”」として認証する事業	34
社会増減	転入数から転出数を引いた人数	2・13
自然増減	出生数から死亡数を引いた人数	8
森林の多面的機能	生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源かん養、保健休養の場の提供などの森林が有する様々な働きのこと。	32
事前合宿	オリンピックなどの大会に参加するアスリートのコンディション調整やパフォーマンスの維持・向上を図る目的等で、選手団が任意に実施する大会期間前のトレーニング（練習）	27
スマートコミュニティ	電気・熱・未利用エネルギーなど、エネルギー全体の需要・供給体制の構築、地域の交通システムや市民のライフスタイルの変革までも幅広く含む、エリア単位での次世代のエネルギー・社会システムの考え方。	27
水源 ^{かん} 涵養	降雨時に河川などへの水の流出を軽減させる働き（洪水緩和）と、無降雨時に河川などへ水を安定的に供給する働き（渇水緩和）という二つの働きのこと。河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもつ。	12
スマートIC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジ	29
潜在保育士	保育士の資格を持っているが、現在は保育士として就労していない者	19
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口	1・9・11・12
世界農業遺産	伝統的な農業・農法を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用されている世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関（FAO）が認定するもの。概ね2年に1回、認定が行われている。	33

用語	解説	該当ページ
創エネ	創エネルギーの略称。太陽光発電システムや燃料電池などを利用してエネルギーを創り出していくという考え方	27
【タ行】		
たんぼのこ	農業体験を通じて、農業への関心を高めるとともに生命や食べ物大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を支援する事業	20
第二創業	事業者が、既存事業とは異なる業態・新事業・新分野に進出すること。	21・22
蓄エネ	蓄エネルギーの略称。蓄電池などを利用してエネルギーを貯めておき、必要に応じて取り出して利用できるようにするという考え方	27
小さな拠点	小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていくような、新しい集落地域の再生を目指す取組	18・28
地理的表示保護制度	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付きがあり、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その名称を知的財産として国に登録し保護する制度。登録製品にはG Iマークを付けることにより、他と差別化を図ったり、消費者が安心して購入できることにもつながる。	24
天然ガス コージェネ レーション	天然ガスを燃料として、家庭や事業所等の電力や熱が必要な場所で発電し、その際に発生する熱を温水や蒸気の形で利用するシステム	27
低炭素（社会）	化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、温室効果ガスの吸収作用が保全・強化された社会	15・27
【ナ行】		
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。 地域に点在する遺産を「面」として活用し、その魅力を発信することで、観光振興を図ることを目的としている。 なお、滋賀県においては、琵琶湖と水をめぐる「水と暮らし」・「水と祈り」・「水と食」の文化が、日本を代表する景観であるとして、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が平成27年4月に認定されている。	24
年少人口	0歳から14歳までの人口	1
燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって、直接、電力を発生させる装置	27
年齢階級	統計データを分析するため、一定範囲の年齢で人口を区分したものの総称。本文では主に5歳毎の年齢階級のことを指す。	3・4・6

用語	解説	該当ページ
農業水利施設	ダム、頭首工、水路、揚排水ポンプ場等、効率的に水利用するためにつくられた農業用施設	12
【ハ行】		
ビッグデータ	<p>利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと。</p> <p>これらをビジネス資源として有効に活用することで、新たな価値の創造や社会的課題の解決につなげる取組が活発化している。</p>	22
琵琶湖八珍	2013年に県立安土考古博物館が中心となって選定された、琵琶湖を代表する魚のこと。ビワマス、コアユ、ニゴロブナ、ハス、ホンモロコ、イサザ、ビワヨシノボリ、スジエビのことを指す。	32
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費	12
平均寿命	何歳まで生きるかの平均的な年数	1
ベンチャー（企業）	新技術や高度な知識等を軸にして、創造的・革新的な経営を展開する企業のこと。	21・22
ホールの子	子どもたちがびわ湖ホールで舞台芸術に直接触れる機会を提供することにより、舞台芸術への関心を高め、芸術を感じる心や創造性を育むことを目指し、子どもたちを対象としたびわ湖ホール声楽アンサンブルとオーケストラによる音楽公演を実施している事業	20
防災力	災害の発生を防止するとともに、災害に的確に対処できる力。建築物の耐震化や防災資機材・食料・救急品などの備蓄、災害時に活動できる人材の育成・組織体制の整備、災害に対する知識や技術の向上等も含まれる。	16・31
【マ行】		
未利用エネルギー	工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称	27
水環境ビジネス	これまで琵琶湖での水環境保全の取組を進めてきた中で蓄積されてきた排水処理や分析等に係る技術や機器の開発から、水質のモニタリングや汚水処理施設の管理運営といったサービスの提供まで、水環境分野のビジネスや産学官の連携を含めたもの。	21
（エネルギーの）面的利用	個々の建物ではなく、エネルギー需要密度の高いエリアを一体としてとらえ、エリア全体としてのエネルギー効率の向上・CO ₂ 排出負荷の低減を図ること。	27
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料を除く。）」のこと。その内、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。	27

用語	解説	該当 ページ
【ヤ行】		
やまのこ	森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生が、自然豊かな森林体験施設やその周辺フィールドで体験型の森林環境学習を行う事業	19
【ラ行】		
両親学級	両親で協力して出産・育児にのぞめるように、妊娠中に出産後の生活や育児について夫婦で学ぶ講座	20
レガシー	通常は「遺産」を表す言葉であるが、スポーツ分野においては、イベント開催後に残される競技場やインフラ設備、イベントを通して培われたノウハウやスポーツに対する関心の高揚など、スポーツイベントによって残されたものを指す。	27
6次産業化	1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すこと。	18・28・ 29
【ワ行】		
ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たす一方で、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。	22・23